**第三節**　特別の教育

（特定線量下業務に係る特別の教育）

**第二十五条の八**　事業者は、特定線量下業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の各号に掲げる科目について、特別の教育を行わなければならない。

一　電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識

二　放射線測定の方法等に関する知識

三　関係法令

2　労働安全衛生規則第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

**第四節**　被ばく歴の調査

**第二十五条の九**　事業者は、特定線量下業務従事者に対し、雇入れ又は特定線量下業務に配置換えの際、被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間その他放射線による被ばくに関する事項）の調査を行い、これを記録し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後又は当該特定線量下業務従事者に係る記録を当該特定線量下業務従事者が離職した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

第二十七条第一項中「第六条第二項」の下に「、第二十五条の五第二項又は第二十五条の九」を加え、同条第二項中「第六条第二項」の下に「、第二十五条の五第二項又は第二十五条の九」を、「、除染等業務従事者」の下に「又は特定線量下業務従事者」を、「当該除染等業務従事者」の下に「又は当該特定線量下業務従事者」を加える。

第二十九条中「除染等業務従事者」の下に「又は特定線量下業務従事者」を加え、「この条」を「この項」に改め、「除染等作業」の下に「又は特定線量下作業」を加え、同条に次の二項を加える。

2　除染等業務従事者のうち特定線量下業務従事者又は特定線量下業務従事者であった者が特定線量下業務従事者として特定線量下業務に従事する際に受ける又は受けた線量については、除染特別地域等内における除染等作業により受ける線量とみなす。

3　特定線量下業務従事者のうち除染等業務従事者又は除染等業務従事者であった者が除染等業務従事者として除染等業務に従事する際に受ける又は受けた線量については、除染特別地域等内における特定線量下作業により受ける線量とみなす。

第七章を第四章とする。

附則第四条中「管理区域」の下に「（東京電力株式会社福島第一原子力発電所に属する原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設をいう。）並びに蒸気タービン及びその附属設備又はその周辺の区域であって、その平均空間線量率が〇・一ミリシーベルト毎時を超えるおそれのある場所（以下「特定施設等」という。）に限る。）」を、「改正前の電離放射線障害防止規則」の下に「（以下「旧電離則」という。）」を、「放射線業務」の下に「に係る旧電離則の規定（旧電離則第三十一条及び第三十二条を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（特定施設等において放射性物質を取り扱う作業に労働者を従事させる事業者に関する特例）

**第四条の二**　特定施設等において電離放射線障害防止規則第二条第二項の放射性物質を取り扱う作業に労働者を従事させる事業者については、第十四条及び第十五条（同条第一項ただし書を除く。）の規定を適用する。この場合において、第十四条第一項中「除染等業務が」とあるのは「密封されていない電離則第二条第二項の放射性物質を取り扱う作業が」と、「除染等作業」とあるのは「密封されていない放射性物質を取り扱う作業」と、「除染等業務従事者」とあるのは「電離則第四条第一項の放射線業務従事者（以下この条において単に「放射線業務従事者」という。）」と、同条第二項及び第三項中「除染等業務従事者」とあるのは「放射線業務従事者」と、第十五条第一項本文中「除染等業務」とあるのは「密封されていない電離則第二条第二項の放射性物質を取り扱う作業」と、同条第二項ただし書中「第十三条第一項本文」とあるのは「電離則第三十七条第一項本文」と、「除染等業務」とあるのは「密封されていない電離則第二条第二項の放射性物質を取り扱う作業」とする。

様式第一号中「土壌等の除染等の業務」を「土壌等の除染等の業務　特定汚染土壌等取扱業務」に改め、同様式の備考1から5までを1ずつ繰り下げ、2の前に「1　標題の「土壌等の除染等の業務」及び「特定汚染土壌等取扱業務」のうち、該当しない文字を抹消すること。」を加え、同様式の備考2及び5中「毎」を「ごと」に改める。

様式第二号中「（放射線業務を含む。）」を「（放射線業務及び特定線量下業務を含む。）」に改める。

様式第三号（表面）中「3　汚染廃棄物の収集　運搬又は保管」を「3　4　特定汚染土壌等の取扱い又は保管」に改め、同様式（裏面）の備考10中「3」を「4」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

（労働安全衛生規則の一部改正）

**第二条**　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三十八号中「第二条第八項の除染等業務」を「第二条第七項の除染等業務及び同条第八項の特定線量下業務」に改める。

（電離放射線障害防止規則の一部改正）

**第三条**　電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第六十一条の三」を「第五十九条の二第一項第二号及び第六十一条の三」に、「第二条第五項に規定する土壌等の除染等の業務及び同条第七項に規定する廃棄物収集等業務」を「第二条第七項第一号に規定する土壌等の除染等の業務、同項第二号に規定する廃棄物収集等業務、同項第三号に規定する特定汚染土壌等取扱業務及び同条第八項に規定する特定線量下業務」に改める。

第五十九条の二第一項第二号中「様式第一号」の下に「又は除染則第二十一条に規定する除染等電離放射線健康診断個人票（様式第二号）」を加える。

第六十一条の三を次のように改める。

（調整）

**第六十一条の三**　放射線業務従事者のうち除染則第二条第三項の除染等業務従事者若しくは同項の除染等業務従事者であった者又は同条第四項の特定線量下業務従事者若しくは同項の特定線量下業務従事者であった者が除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者として同条第九項に規定する除染等作業又は同条第十項に規定する特定線量下作業により受ける又は受けた線量については、放射線業務に従事する際に受ける線量とみなす。